

平成30年度 事業計画

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

我が国経済は、個人消費・雇用情勢等の改善により、景気判断はこれまでの「緩やかな回復基調が続いている。」から「緩やかに回復している。」と7カ月ぶりに上方修正されています。

北陸地域においては、北陸新幹線開業後の観光需要は、ほぼ落ち着いてきたものと考えられます。

富山県内における観光客の入込数は、平成28年には3,527万人と、対前年比103.35%となっており、また、平成29年の宿泊者数は、362.8万人（対前年度比6.5%増）内外国人28万人（26.2%増）となっており、北陸新幹線開業後の観光入込客数及び宿泊需要は増加傾向を示しています。特に、増え方が顕著な外国人観光客への案内誘導等、その対応が急務となっています。

更に、新幹線開業効果を持続させるべく観光客のリピーター需要を掘り起こす努力が求められています。

一方バス事業では、軽井沢スキーバス事故検討委員会が平成28年6月に取りまとめた、「安全・安心な貸切バス事業者の運行を実現するための総合的な対策」85項目は、平成29年度内に全て施行されています。

その一環として貸切バス適正化センターが新たに発足し、国の監査に準じた巡回指導が全貸切バス事業者に義務付けされることとなり、平成29年8月より業務が開始されています。バス協会加入事業者の巡回指導についても、バス協会が適正化センターより受託し、実施しました。

富山県バス協会は、今年度も貸切バス会員事業者への巡回指導等による無事故対策を重点に、運転者確保対策・地域公共交通維持確保対策・観光需要への対応・ハード面の安全対策等多くの課題に対し、会員事業者はもとより日本バス協会とより緊密に連携を図りながら次のとおり対処して行く事とします。

記

1. 安全輸送対策の推進

(1)交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣し、高度な技能・知識の習得を促進する。

(2)「運輸安全マネジメント制度」及び「バス事業における総合安全プラン2

020」に基づき、過去の重大事故等における教訓を踏まえつつ、その円滑な取組みと確実な実施が図られるよう適切に対応する。

- (3)貸切バス適正化センターから当協会会員貸切バス事業者の巡回指導を受託し実施する。巡回指導は、国の監査に準じた内容の検閲が義務付けられており、協会自らが会員事業者の自浄を図る。
- (4)「飲酒運転防止対策マニュアル」の周知徹底と、「秋の全国交通安全運動」に併せて実施される「飲酒運転防止週間」を積極的に推進し、飲酒運転防止意識の高揚を図る。さらに、国交省により策定された「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を事業者に周知し対策に努める。
- (5)バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一対応マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努める。
- (6)バス事故の3割を占める車内事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施し、利用者・乗務員に対する啓発活動を積極的に推進する。
- (7)シートベルトの着用について、お客様に着用の必要性を啓発し装着率向上を図る
- (8)「春・秋の全国交通安全運動」や「夏・冬の交通安全県民運動」、「年末・年始の輸送安全総点検」等、事故防止のため各種運動に積極的に参画する。
- (9)運転者適性診断の計画受診の促進と、運行管理者等指導講習及び整備管理者研修の受講を促進する。更に、運輸安全マネジメント研修の受講とその取り組み、及び、運転者適性診断時のカウンセリング受診を積極的に推進する。
- (10)会員バス事業者の事故防止への取り組みを推し進めることとし、教育研修専門機関による「安全教育研修会」を実施する。また、会員外事業者を含めた無事故意識高揚を図るべく研修会を適宜開催する。
- (11)アルコール検知器使用の啓発を図るとともに、安全運行対策の確立に努める。
- (12)携帯電話・スマートフォンは、バス事業にとって重要な連絡ツールとして切り離せない物となっているが、乗務中の使用等運転者が使い方を誤らないようガイドラインに沿った社内規定整備を推進する。
- (13)協会内に組織した乗合委員会・貸切委員会を適宜開催し、常に輸送の安全を第一として情報の共有と意見交換を図る。
- (14)会員事業者の優良運転者（無事故10年以上、以後5年刻み）及び優良従業員（10年以上勤続者）を選出し、協会長より表彰する。

2. 地域公共交通維持確保対策

次のとおり運輸事業振興助成交付金事業の推進を図る。

- (1)交付金地方事業として、運輸事業振興助成交付金事業計画（別紙）に基づ

き「施設整備等に対する助成事業」「安全運行対策事業」「バス活性化対策事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」等、適切、且つ、効率的な運用を図る。

- (2)当協会が直接実施する事業及び助成を受けて事業者が行う事業が、国の基本通達及び県の補助金交付要綱・規則に沿い、国・県の指導協力を得て、適切且つ効率的に実施するよう努める。
- (3)日本バス協会中央事業について、「バス利用者施設等整備事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」「バス利用促進広報及びイベント事業」「運転者人材確保対策事業」等に係る情報を適時・適切に提供し、その利用促進に努める。

3. 貸切バスの振興

- (1)平成23年度から実施された「貸切バス事業者安全性評価認定制度」は、貸切バス事業者全てが認定に向けて取り組むことが出来るよう啓発・周知し、貸切バスの信頼性の更なる向上を図る。なお、富山県バス協会会員事業者においては、平成29年度末現在、16社が認定を受け、内7社が三ツ星、3社が二ツ星、6社が一つ星の認定を受けている。
- (2)今後も、本制度のPRに鋭意取り組むこととし、利用者が安心して利用できる貸切バスを目指し、貸切バスのコンプライアンスと安全性の向上を図る。
- (3)軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について「安全・安心な貸切バス事業者の運行を実現するための総合的な対策」が施行された。
本対策は、全85件の実施項目におよび、貸切バスの安全性向上に向け適宜・適切な対応を図るべく事業者へ周知・啓発をする。
- (4)運賃・料金の適性収受が図れるよう、今後も旅行業界、関係行政機関、一般利用者等に対し運賃制度への理解を求めて行く。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、日本バス協会と共に次の諸活動を行う。

- (1)「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策の推進
- (2)「自動車点検推進運動」(10月)・「エコドライブ強化月間」(11月)この2か月間を「バスの環境対策強化月間」として強力な運動を展開する。
- (3)電気バス等環境対応型のバスシステムの実用化について、情報収集及び調査研究を行う。
- (4)立山黒部アルペンルートにおけるディーゼル車排出ガス規制が平成27年4月1日から実施されている。これら環境対策における今後の動向につ

いて情報収集及び情報提供を行う。

5. 交通バリアフリー対策の推進

- (1)バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と併せて、国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及を促進する。また、バス停留所周辺整備及びバス停留所停車環境の改善等インフラ整備におけるバリアフリー化について関係行政機関に働き掛ける。なお、「富山県地域交通ビジョン」では、ノンステップバスの導入率を平成37年には80%を目標としている。
- (2)2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック大会を契機とした共生社会等の実現を図るべく、貸切バス事業をバリアフリー法の対象とすること、及び空港バス・高速バスのバリアフリー化について議論が交わされている。バス事業へのハード・ソフト両面に互る影響等、その取り組みに関し、日本バス協会と連携し対処することとする。

6. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1)都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善を図り、利用者の利便向上に資するため、公共車両優先システム、バス優先対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の強化について、関係行政機関に働きかけを行う。
- (2)バスターミナル、駅前広場、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備について、利用者利便の向上及び地域整備と一体となって推進するよう関係行政機関に働きかけを行う。

7. 高速バスへの対応

高速乗合バス事業における法令・安全確保対策等の徹底が講じられるよう各事業者への更なる啓発と併せ、関係行政機関への提言を行う。

8. 観光需要への対応

北陸新幹線の開業により、県内に国内外から多くの旅行客が訪れることとなった。現在、開業効果はほぼ落ち着きをみせているものの、在来線高架化に伴う富山駅南北一体化事業及び富山駅周辺開発事業等、富山駅周辺は更に発展することとなり、今後、それらを生かすべく努力が求められる。

訪日外国人観光客は2017年、既に2869万人（対前年19.3%増）の実績となり、国は2020年の目標を4000万人、2030年に

は6000万人を目標としている。

日本バス協会では、「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」を策定し、訪日外国人観光客を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの実現を目指し、多言語への対応・鉄道・バスを含む企画乗車券の設定・W i - F i 整備・高速バスの充実・定期観光バスの振興等を重点目標としている。

今後も、会員事業者と連携して、バス事業のハード・ソフト両面（接遇・車両導入・外国語対応・W i - F i 整備等）に互り調査・啓発する。

9. 労働問題への対応

- (1) 労働諸問題について、日本バス協会と連携し調査研究を行うこととし、労働条件の改善・適正な労務管理の実施を推進し、また、労使交渉に関する情報・連絡活動を行い、適切に対応する。
- (2) 労働関係法令等の周知及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等について、労働当局の指導を仰ぎながら遵守のための取組みを進める。
- (3) 働き方改革を推進するための雇用対策法により、雇用・労働政策全般に互り多くの変革が盛り込まれることとなっている。
平成30年3月、日本バス協会では「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」を取りまとめている。今後、バス事業者としての対応等、日本バス協会と連携し会員事業者へ周知・啓発する。
- (4) バス運転者不足問題はバス事業者全体の問題であり、国土交通省の「バス運転者の確保及び育成に向けた検討会」の報告等を踏まえたガイドラインにより、効果的な対策を検討、推進する。また、北陸信越運輸局管内において官民一体による「バス運転者確保対策会議」が組織され、運転者不足問題を解消すべくあらゆる観点から意見・提言を行う。
- (5) また、運転者確保対策における会員事業者の負担を軽減すべく、厚労省における運転者養成に係る「キャリアアップ助成金」及び「キャリア形成促進助成金」制度の活用を図るべく会員事業者に周知・啓発する。

10. 広報活動の推進

- (1) ホームページを活用しバス事業者へ情報提供するとともに、広く一般利用者に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報を提供する。また、情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、より良い広範な情報提供を目指す。
- (2) 9月20日の「バスの日」におけるバス利用促進キャンペーンや交通安全運動において、マスメディア等を活用し、広く県民に対しバス事業の公共

性・安全性について理解を求め、バスの一層の利用促進を図る。

(3)バス運転者不足問題への対応として、バス運転者のイメージアップを図るべくポスターを掲出（路線バス・電車・鉄道駅等）する。

本年度は、運転者イメージアップポスター掲出事業第5弾を実施する。

以後、その効果を見定めながら継続実施について積極的に推進する。

以上、平成30年度事業計画の実施にあたり、資金の借り入れ及び設備投資の予定はない。

運輸事業振興助成交付金特別会計
平成30年度事業計画

○事業計画

1. 地方事業について（富山県バス協会が実施する事業）

- ・「施設整備等に対する助成事業」
 - －バス停留所、停留所標識、その他 路線バス事業関連施設整備等への助成事業

- ・「安全運行対策事業」
 - －運転者適性診断、初任診断、適齢診断、カウンセリング、運行管理者基礎講習、一般講習、整備管理者講習、運転者・管理者の教育研修（クレフィール湖東・中央研修所）、運輸安全マネジメント講習、優良従業員表彰式等の事業、貸切バス事業者巡回指導

- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
 - －エコドライブ管理システム・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・27年度燃費基準達成車・ノンステップ・リフト・スロープバス の普及事業

- ・「バス活性化対策事業」
 - －バスの日行事（バスの日告知看板・配布用ティッシュ・新聞広告等）
 - －バス運転者イメージアップポスター掲出
 - －貸切バス事業者安全性評価認定制度申請助成

2. 日本バス協会中央事業について

日本バス協会中央事業

- ・「バス利用者施設等整備事業」
- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
- ・「地方路線バス及び貸切バス助成事業」
- ・「バス利用促進広報及びイベント事業」
- ・「運転者人材確保対策事業」

等に関し、会員事業者に所要の手続きを行う。